

十九 一	八 利 行 価 率 格 日	七 行 行 單	六 低 額 面 金	五 最 低 額 面 金	四 額 額 法	三 用 振 替 法 項 の 適 通	二 發 行 條 項 及 法 律 之 根 據 所 拠	一 號 稱 及 記	省 令 第 三 十 号 ）	財 務 省 告 示 第 十二 号	
年額 ○面成る ・金三。 一額十 パ百年 一円十 セに二 ンつト トき百 五百五 十九九	平 の記替 整載法 數又は規 定の記録 に金額によ るに、るよ る最振替 も額口座 とのと金簿	す 額 替 行 単 位	五 万 円 三 億 五 百 三 十 万 二 千 三 百 二 十	五 五 十 円 三 億 五 百 三 十 万 二 千 三 百 二 十	額 面 金 額 法	募 集 機 取 行 方 法	振 替 機 取 扱 方 法	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 受 け る も の と し 、 そ の	特 別 會 計 に 關 する 法律 （ 第 三 十 二 回 ）	利付 國庫債券 （十年） （第三百五 十号）	第六条第 十一項の規 定に基づき、 利付國債の發 行した利付國 債の發行等に 關する省令（昭和五 十七年大蔵省 告示第十二号） により告示する。 。
○面成るの記 ・金三。整載 一額十數又 パ百年倍は規 一円十セに二 ンつトトき百 五百五十九 十九九	の記録に金 額によるに、 る最振替も額 口座とのと金 簿	額 替 行 単 位	五 万 円 三 億 五 百 三 十 万 二 千 三 百 二 十	額 面 金 額 法	募 集 機 取 行 方 法	振 替 機 取 扱 方 法	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 受 け る も の と し 、 そ の	特 別 會 計 に 關 する 法律 （ 第 三 十 二 回 ）	利付 國庫債券 （十年） （第三百五 十号）	第六条第 十一項の規 定に基づき、 利付國債の發 行した利付國 債の發行等に 關する省令（昭和五 十七年大蔵省 告示第十二号） により告示する。 。	
年額 ○面成る ・金三。 一額十 パ百年 一円十 セに二 ンつト トき百 五百五 十九九	平 の記替 整載法 數又は規 定の記録 に金額によ るに、るよ る最振替 も額口座 とのと金簿	す 額 替 行 単 位	五 万 円 三 億 五 百 三 十 万 二 千 三 百 二 十	額 面 金 額 法	募 集 機 取 行 方 法	振 替 機 取 扱 方 法	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 受 け る も の と し 、 そ の	特 別 會 計 に 關 する 法律 （ 第 三 十 二 回 ）	利付 國庫債券 （十年） （第三百五 十号）	第六条第 十一項の規 定に基づき、 利付國債の發 行した利付國 債の發行等に 關する省令（昭和五 十七年大蔵省 告示第十二号） により告示する。 。	

十 十 十 十
八 七 六 五 四
十 三
十 二

払 払 元 償 償 後 第 初 期 の 経
込 場 利 還 還 の 二 期 利 利 払 過
期 所 金 金 期 利 期 利 利
日 支 額 限 子 以 子 み 子

平 日 額 平 利 て を 每 謹 下 は 期 た 期 平 に 金 加 各
成 本 面 成 子 、 支 年 金額 の 総 額 が 金 と 成 払 額 え 募
三 銀 金 四 を そ 払 三 謹 す 次 そ 銀 額 し 三 い を 、 集
十 行 額 十 支 の 期 月 × 行 を 、 十 込 第 次 取
年 百 年 払 日 と 二 期 及 翌 休 支 次 一 年 む 十 の 扱
十 円 九 う 以 し 十 日 び 営 業 払 の 年 × も 八 算 機
月 に 月 。 前 、 日 2 | 1 に 第 業 う 算 三 0.1 の 号 式 関
つ 二 六 各 及 つ 十 日 に 式 月 100 と に は
十 き 十 月 支 び い 五 に た に 二 × す 規 よ 、
日 百 日 間 払 九 て 号 支 当 だ よ 十 3 | 81 定 り 払
円 に 期 月 同 に 払 た し り 日 65 す 算 込
属 に 二 じ お う る 、 算 を る 出 金
す お 十 い へ と 支 出 支 期 し 額
る い 日 て 以 き 払 し 払 日 た に